

# 平成25年第3回臨時会

## 新十津川町議会臨時会会議録

平成25年7月5日 開会

平成25年7月5日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成25年第3回新十津川町議会臨時会

平成25年7月5日（金曜日）  
午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第5号 専決処分の報告について
- 第4 議案第43号 財産の取得について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
保健福祉課	長	長谷川	雄士	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	高松	浩	君
建設課	長	三谷	和弘	君
教育委員会	次長	加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	高宮	正人	君
-------	---	----	----	---

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成25年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。

5番、笹木正文君。6番、平澤豊勝君。両君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただ今上程をいただきました報告第5号、専決処分の報告について、提案理由と内容のご説明を申し上げます。

専決処分の報告。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

一枚めくっていただきまして、専決第3号、専決処分書でございます。

物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決の処分月日については、平成25年6月26日ということでございます。

1、事故発生日時、平成25年4月27日、土曜日でございます。午後3時頃でございます。2、事故の発生場所につきましては、新十津川町字総進171番地2付近、町道文京西4線でございます。3、相手方でございます、【個人名】でございます。4、事故の概要、町道を走行中に左前輪が舗装版を跳ね上げ、それにより生じた陥没箇所には左後輪が落ちまして、タイヤ及びホイールを損傷したという内容でございます。5、損害賠償額につきましては、3万901円ということでございます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご承認をたまりたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず1点目は、専決の日がちが6月の26日になってるのですけれども、事故は4月の27日です。6月議会には間に合わなかったのか、どうかということをお聞きしたいと思います。

それから2点目ですけれども、舗装版を跳ね上げたと、そしてその下が陥没と言うんですが、舗装版の下に穴が開いていたのを、その舗装版で蓋してたということで、それが跳ね上げて……。その現場の状況を説明してほしいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それではご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目の事故発生日と専決処分日の差でございますけれども、損害額の額確定と、それからそれによって示談が成立するのが、6月の11日に示談が成立しておりますので、定例会の方には間に合わなかったということでございます。

次の2点目の事故の発生状況でございますけれども、舗装に亀裂が、よく亀の子状に亀裂が入っている状況が道路を通ってご覧になってるかと思っておりますけれども、直径30センチくらいの亀裂が生じておりまして、砂利の層まで亀裂が入っていたと。それで、日常的にその上を車のタイヤが乗ることによって、ちょっとずつずれていたのだと思います。それがたまたま下の砂利の部分に隙間ができていて、上から見た目では舗装に亀裂があるだけということしか確認はできなかったのですが、タイヤの乗るタイミングによって、跳ね上がってしまったということで、前輪が跳ね上げた舗装の版を後輪の方にぶつかってしまったというような状況で、今回の損害が発生したということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい、5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） この件に関しては、これはいいんですけれども、今ちょっと思ったのですけどね、こうやって前もありましたよね。その中で、これ裏付けがあるのか、それとも、何と言うんですか、こうなったからなりましたというような自己申告で、この滝川の人、どこの人でも新十津川通って町を通る方多いと思うのですけど、その基準

というのかな、裏付けがあって、こうやって補償するのか、その補償の基準みたいなものがあれば。

それと、本人の申告なのか、目撃者とかそこまで拡大して解釈していくのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） お答えいたします。最終的には、事故の発生の状況を本人が申告をして来ると。それによって、保険会社の方で事故の状況を確認した上で、負担割合と言いますか、それが決まると。今回の場合は、先ほどの事故発生の状況のとおり、通常、定期的に道路パトロールをして、そういうような穴については、発見しだい補修をしているという状況でございましたけれども、今回の路面状態については目視では確認できない状況だったということで、その負担の割合についてはゼロ、100というようなことで、町の方が100というような状況でございました。

結局、本人の申告によって、そういうような判断をされるということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第43号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第43号、財産の取得について。町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、除雪トラック専用車1台。2、取得の目的、建設機械の老朽による更新ということでございます。更新する除雪トラックにつきましては、平成9年度に導入いたしましたものでございます。3、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。4、取得価格につきましては、3,381万円でございます。5、契約の相手方、砂川市空知太東1条3丁目3番24号、UDトラックス北海道株式会社空知支店、支店長、川崎晃司でございます。

提案理由といたしましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、財産の規格、納入場所、納入期限を記載してございます。なお、納入期限につきましては、平成26年2月28日というこ

とでございます。若干、これは通常からしますと遅くなってございます。これらにつきましては、平成24年度の国の補正予算、そして25年度の当初予算ということで、非常に除雪トラックの各自治体における要望額が多くて、契約された業者の方がそれに対応できる状況下がないというか、そういったことで、こういったような納入期限が今年の2月の28日という状況下になっているところでございます。このことを申し添えさせていただきまして、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 納入期限なのですが、今ほど町長のお話でわかったのですが、指名業者3社あるのですが、まだ、他にもトラックのメーカーで言うと三菱もあったりするのですが、作業機を造る方のメーカーが間に合わないということなのですか。別にこのUDでなくても三菱でも、日野でも、いすゞでも、どこでもよかったんじゃないのかなと、別に2月に入れなきゃなんないということには、早い方が良いような気がするのですが、早く入るメーカーで良かったような気がするのですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それではお答えさせていただきます。まず製造会社でございますけれども、今現在、この除雪トラックについて製造しているのは3社でございます。今回指名したディーラーと言いますか、代理店と言いますか、この業者の元になっている製造会社は3社でございます。それで、トラック自体は特別なものではございませんので納入にこれほどかかることはないのですが、先ほどのとおり、装備品が今製造している会社が、業者が1社でございます。それで、他の所で発注している仕様とはまったく同じものではないんですけども、それぞれで国の仕様に基づいて必要な装備、特注しているような状況でございます。それで、受注生産というようなことでございますので、そういうこともありまして集中した関係で、納期がここまでづれていくということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 納入期限が遅いということは、老朽化になったから更新すると言われたのですが、その古い車はそのまま使えるということですか。更新するその古い車は、ずっと使えるということで、新しいのが来るまでは使用可能だということですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） 今現在、更新をする車両については、今すぐ使えない状況ではございません。ただ、もう年数も経っているということで、修繕費が相当かかってきております。それで、定期的な整備点検をしながら今までも使用してきておりますの

で、今シーズンもこの納期まではそういう対応で使い続ける予定でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成25年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員